



レッカー（車両引き上げ）の使用について



路面凍結や雪により車がスリップして、脱輪や横転する事故が増えています。

よく、レッカー費用は共済の対象になるのか質問をいただきますが、公用車の引き上げやレッカーの費用（※）は、車両共済の費用としてお支払いが可能です。

（※事故発生の場所から最寄りの修理工場まで運搬する正当な費用に限ります。）

車両共済において車両責任額（＝本会が支払責任のある限度額）は、車両個々で契約いただいておりますが、車両責任額とは別にレッカー代をお支払いすることができます。

〈車両責任額が10万の場合…〉

修理費：9万

レッカー代：3万



修理費9万とレッカー代3万の計12万
お支払いします。

また、レッカーで工場に運んだ後、車の損害が軽微で修理をしない場合でも、レッカーの費用のみお支払いしております。事故登録の上、請求ください。

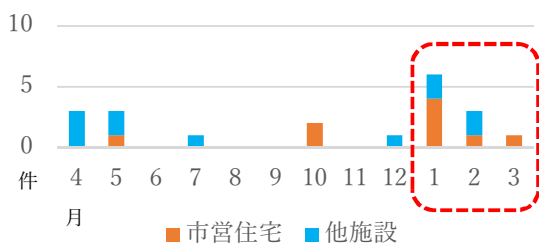


市営住宅の火災に御注意を！

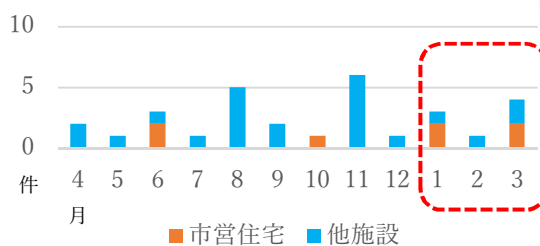
過去3年度の統計上、1月から3月の間に市営住宅の火災が集中しています。

入居者の方にはよく注意の案内をいただいているとは思いますが、今一度、注意喚起などで事故の減少に御協力いただければ幸いです。

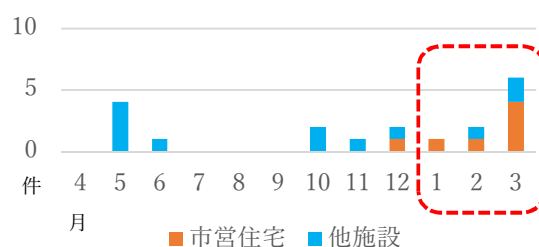
平成30年度火災事故



令和元年度火災事故



令和2年度火災事故



3年度の火災事故の原因として多かったのは、
 1位：ストーブ
 2位：たばこ でした。
 （他、漏電、コンロ、加熱、延焼等）



※事故のデータは東北地区管内のものです。

とうほく通信

第17号

東北にとって長い冬が到来中です。
 雪かきや雪道の運転など大変なこともたくさんありますが、
 暖かい鍋や温泉、雪のイベントも積極的に楽しんで、この冬を
 過ごしたいですね。





4月始期契約の更改月が近づいています

締結されている契約の共済期間満了に伴い、委託内容に基づき継続予定ファイルが作成されます。

共済期間始期日が4月の契約は、**令和4年2月7日(月)以降**に共済基幹システムより継続予定ファイルを確認することができます。

〈よくいただく御質問〉

Q 2月～3月に申し込んだ現契約の異動・解約の内容は、継続予定ファイルに反映されますか？

→異動・解約の申込みを本会のほうで契約承認を行った翌日に、申込みの内容が継続予定ファイルに反映されることとなります。

しかし、継続予定ファイルで全く更新登録をしていない状態(=未処理)の時に限ります。一部でも、継続予定ファイルの申込み登録を行っている場合は、異動・解約申込みの内容は継続予定ファイルに反映されないことから、別途継続予定ファイル上でも異動・解約の申込み手続きをお願いします

Q 2月から新規で申込みをしたいのですが、次年度分とまとめて14か月(R4.2.1～R5.3.31)の申込みとすることは可能ですか？

→可能です。年度をまたいで14か月の申込みをしても、年度で共済期間を分け、2か月と12か月の申込みをすることもできます。14か月で申込みをするときは、請求書も1枚となるため、分担金を分けることができません。御注意ください。

あけましておめでとうございます。

年末年始、帰省ラッシュのニュースをやっていました。前年より改善したとはいえ、コロナ前の7～8割程度ということでは帰省する人も、交通機関にとってもコロナの収束が待ち遠しいことです。私も学生の頃、東京から実家のある函館へ帰省しました。今は列車で帰省というと新幹線を使って、というか新幹線に乗らなければ帰れないような感じですが、東北新幹線の無い私の頃は、昼間の列車・夜行列車があり、それぞれ特急・急行もありました。中でも懐かしいのは今はほとんど無くなってしまった夜行寝台列車です。

まだ国鉄の時代でした。東北方面への列車はもちろん上野駅から。当時は10分毎に青森行の寝台列車が発する時間帯もありました。經由する線ごとに、東北本線經由の「はくつる」、常磐線經由の「ゆうづる」、奥羽線秋田經由の「あけぼの」など列車の愛称もバラエティーがありました。お金がないときは急行「八甲田」の座席で青森までというときも。上野を出発すると最初は座席に腰掛け都会の明かりを眺め、眠くなってきたら三段ベッドに移動して横になります。夜中に目が覚めて外を覗くと、乾いた都会の景色から北へ行くごとに雪の量が増えてきます。雪が積もった青森へ到着する時には横殴りの雪に吹雪かれながら連絡船の桟橋へ続く長いプラットフォームを小走りに急いだものでした。

青森まで10時間、函館までここからさらに連絡船で4時間。昭和52年、津軽海峡冬景色が発売された頃、リアルでそれをやっていたおっさんの思い出でした。



(H・O)

公益社団法人 全国市有物件災害共済会 東北地区事務局 発行年月日 令和4年1月13日



〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所内

TEL : 022-222-2350 FAX : 022-262-1970 mail : tohoku@city-net.or.jp